報道資料

実はここにも 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成18年11月6日
沖縄行政評価事務所
（所長　安治川（あじかわ）　博（ひろし））

未成年者喫煙防止のためのたばこ自動販売機に係る設置等の改善

〈行政相談要旨〉

喫煙を理由に街頭指導された青少年の多くは、自動販売機からたばこを購入している。
また、店員がたばこの購入者を確認できない場所に自動販売機を設置していたり、人通りの少ない深夜の時間帯に自動販売機が稼動しているなど、未成年者に対する喫煙防止策が不十分であると思われる。
このようなことから、未成年者が自動販売機からたばこを容易に購入できないようにするため、関係機関に対し早急に対策を講ずるよう求めてほしい。

行政相談を受け付けた沖縄行政評価事務所は、たばこ自動販売機の設置状況等を実態調査し、また、「行政苦情救済推進会議」（注）の有識者の意見を踏まえた上で、平成18年11月6日、沖縄総合事務局（財務部）に対して、次のようなあっせんを行いました。（あっせん文書は別紙参照）



＜当事務所の調査方法及び調査結果＞

県内に設置されているたばこ自動販売機の中から、無作為に236台を抽出し、設置状況等を調査

店舗内の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない状態にあるもの（下記例）が60台（25.4%）みられ、このうち12台（5.1%）については、自動販売機を設置している店舗が休業又は廃業しているとみられる。
また、屋内に設置されている６台を除いた230台の自動販売機について、深夜稼働（午後11時から午前５時）の自粛状況を調査した結果、深夜も稼働しているものが17台（7.4%）みられた。

【視認できない状態の例】
・店舗内にある商品棚が視界を遮っており、店舗内の従業員から自動販売機が見えない
・自動販売機を設置している店舗が休・廃業しているとみられ、自動販売機を視認できる人がいない

＜当事務所から沖縄総合事務局に対して＞

① 自動販売機を設置している店舗においては、店舗の従業員が当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態を確保すること
② 自動販売機を設置している店舗の休業又は廃業により自動販売機を管理できない場合については、休止届出書又は廃止届出書を提出させ、自動販売機の撤去等の措置を講じること
③ 深夜稼働を自粛していない自動販売機については、深夜稼働の自粛に努めること

以上のことについて、未成年者喫煙防止対策を一層推進する観点から、小売販売業者及び関係団体に対して指導・要請を行うよう沖縄総合事務局にあっせんしました。

（注）「行政苦情救済推進会議」とは、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った苦情救済の効果的な推進等に資することを目的として当事務所が開催する会議です。

＜本件問合せ先＞
沖縄行政評価事務所　行政相談課長
金　城　（電話：098-866-0148）